

パブリック・コメント手続で提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 兵庫県立自然公園条例等を改正する案
 意見募集期間 : 令和3年12月27日～令和4年1月17日
 意見等の提出件数 : 2件(1人)

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|--|--|----|---|
| 2 改正概要 (1) 兵庫県立自然公園条例 エ 野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防 (条例第15条関係) | クマ・サルなど餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。 →改正自然公園法では野生動物への餌付けが鳥類、哺乳類の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすことから禁止しており、人身被害はその一例にすぎない(環境省確認済)。餌付け禁止の理由として第一に人身被害を挙げると鳥類への餌付けの抑止力にならなくなったり、禁止を求める際にも餌付けが直接人身被害につながる関連性を証明する必要が出たりと、条例本来の主旨について実効性を損なう可能性が生じる。野生動物への餌付け行為そのものが生態系を損なうことは明らかであるため、クマ、サルなど鳥類及び哺乳類への餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。 とすべき。 | 1 | 【意見を反映しました。】 概要資料には、野生動物の例示として、「クマ・サルなど」と記載していましたが、本来記載内容の「鳥類及び哺乳類」を追加で記載させていただきます。 なお、条例本文には、「野生動物は鳥類又は哺乳類に属するものに限る。」と記載しています。 |
| 2 改正概要 (3) 国定公園及び県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準 ウ 土地の形状変更で原則禁止となる行為の明確化 ((5)土地の形状変更関係) <条文> | 条文内 (1) ～は文書法制上ア～ であると勘案する。 以下ア 風衝地～も同様 同様に (6)野生動植物の～ は (6)野生動植物の～ とすべき | 1 | 【意見を反映しました】 文書法制に基づき修正します。 |

兵庫県立自然公園条例等を改正する案について（概要）【抜粋】

令和3年12月

自然環境課

1 背景

2 改正概要

(1) 兵庫県立自然公園条例

エ 野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防

(条例第15条関係)

クマ・サルなど餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。

(2) 兵庫県立自然公園条例施行規則

(3) 国定公園及び県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準

ウ 土地の形状変更で原則禁止となる行為の明確化

((5) 土地の形状変更関係)

土地の形状変更の行為に対し、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げになる行為、植生の復元が困難な史跡名勝天然記念物(国縣市町指定)のある地域内の行為、土砂及び汚濁水の流出のおそれがある行為等、原則禁止となる行為を明確化。

<条文>

(5) 土地の形状変更関係

大規模な土地の形状変更を伴う行為は、周辺の広範な地域から望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性がある、又は土砂の運搬その他の土地の形状変更に関連する行為により、周辺に騒音等を継続的に発生させるため、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、面積が1ha以上の行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）又は延長が2km以上若しくは幅員が10m以上の計画道路の新築（許可及び届出行為が行われる場所に到達するためのものは除く。）で、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。この場合において、次のいずれかに該当するものについては、原則として禁止するものとする。

- (1) 盛土、切土等による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により主要な展望地から展望する場合の著しい妨げになるもの。
- (2) 盛土による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により山稜線を分断すること、切土による土地の形状変更により山稜線の形状を変更すること等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすもの。
- (3) 盛土、切土等による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により、色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和であること。
- (4) 土地の形状を変更する規模が最小限であると認められないこと。
- (5) 当該土地の形状変更による土砂及び汚濁水の流出のおそれがあること。
- (6) 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがあること。
- (7) 植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物

の仮指定がされていること若しくは兵庫県文化財保護条例（昭和39年4月1日条例第58号）第31条第1項の規定若しくは市町の文化財保護に関する条例の規定による史跡名勝天然記念物の指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）内において行われるもの。

ア 風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域

イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域

エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

また、土地の形状変更のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物の最終処分場にあつては、廃棄物を埋立てることに加え、大規模な土地の形状変更を伴うことが多く、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

廃棄物最終処分場にあつては、次のいずれかに適合する場合を除き、原則として禁止するものとする。

- (1) 既に土石の採取等により地形が改変された土地において最終処分場を設置する場合であつて、修景等の措置により公園の風景の保護上、従前より好ましい状態を生ずることとなる場合
- (2) 当該公園区域内で生ずる廃棄物を処理することが主たる目的の施設であつて、当該普通地域外において設置することが、自然的、社会的その他の観点から見て著しく不合理な場合

3 今後のスケジュール（予定）